

長野広域連合 養護老人ホームはにしな寮運営規程

(目的及び設置)

第1条 長野広域連合が運営する養護老人ホームはにしな寮(以下「はにしな寮」という。)が、老人福祉施設の適切な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設の職員が利用者に対し適正な生活支援の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 老人福祉法の基本理念に基づき老人を敬愛し、心身の健康の保護、機能訓練及びその有する能力に応じ自立し、生きがいのある生活の実現を期するものとする。併せて、健全な環境と適正な生活支援を基に利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 職員は、その補助者として資質の向上につとめ、施設福祉のよりよい姿を追求し、地域に根ざし開かれたはにしな寮の運営を推進する。

3 実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な生活支援の提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行うはにしな寮の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
養護老人ホーム はにしな寮	埴科郡坂城町大字坂城 8 8 1 4—1 0

(職員の職種、員数及び業務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1人(特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮所長と兼務)

(2) 生活相談員 1人以上(常勤換算1人以上、特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮生活相談員と兼務)

(3) 看護職員 1人以上(常勤換算1人以上)

(4) 支援員 4人以上(常勤換算4人以上、特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮介護職員及び訪問介護事業所はにしな寮訪問介護員と兼務)

(5) 栄養士 1人以上(常勤)

2 施設長は、はにしな寮の運営及び管理に関し必要な事項を掌理する。

3 生活相談員は、利用者の措置に関わる調整・相談、生活向上計画の作成、関係機関との連絡調整等にあたる。

4 看護職員及び介護職員は、利用者の生活支援の提供を行う。

5 栄養士は栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好に配慮した食事提供を行う。

(施設の定員)

第5条 施設の定員は、次のとおりとする。

名 称	措置入所定員	短期入所定員
養護老人ホーム はにしな寮	60名	4名

(生活支援の方法)

第6条 適正な生活支援の提供にあたっては、前第2条（運営方針）を遵守して行う。

- 2 適正な生活支援の提供に当たり、あらかじめ利用者又はその家族に対して支援の方法・内容等について説明し、理解を得てから行う。
- 3 常に利用者の心身状況を的確に把握し、相談援助・機能訓練その他の日常生活を営むに必要で適正な生活支援の方法を利用者の希望に添って適切に行う。

(利用者の処遇の内容)

第7条 適正な処遇の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活相談等生活支援（相談援助など）
- (2) 介護の生活支援（機能訓練、入浴、排泄、食事介助など）
- (3) 給食の生活支援（栄養相談など）
- (4) 看護の生活支援（健康相談など）
- (5) その他、教養娯楽、レクリエーション行事など

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、施設を利用するに当たっては、入所生活の日課、ルールを守り、職員の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 施設の利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医（主治医）又はあらかじめ施設長が定めた協力医療機関への連絡及び家族への連絡等の必要な措置を行う。

(身体拘束)

第10条 身体拘束は原則として行わないこととする。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、あらかじめ定めた手続きに基づき、必要最小限度の身体拘束を行うことができる。

(事故対応)

第11条 利用者に事故が発生したときは、別途定めた手続きに基づき必要な対応を行う。

(虐待防止のための措置)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施するとともに、新規採用時にも実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(非常災害対策)

第13条 災害防止と利用者の安全を守るため、非常災害に対処する具体的実施計画を作成し、所轄消防署と連携し避難・消火・防災訓練を実施する。

2 消火器等防災設備を常に点検し、機械器具・ボイラーなどの定期点検を実施する。

(苦情処理)

第14条 苦情を処理するために講じる措置を別途定め、その概要を施設内に掲示する。

(守秘義務)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負う。また、業務を退いた後も同様とする。

(その他)

第16条 施設長は、職員の資質向上及び生活支援内容の向上を図るため、研修の機会を設けるとともに支援体制の整備を図るものとする。

2 職員は、その社会的使命を十分に認識、自覚し、自らの資質の向上を図るため、研修等を通じて研鑽を重ね、適正な生活支援内容の充実を図るものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。